

# 京都市人権文化推進計画

## 令和4年度取組実績

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

文市 =文化市民局

保福 =保健福祉局

子若 =子ども若者はぐくみ局

西京区=西京区役所

教育 =教育委員会

## 「京都市人権文化推進計画 令和4年度取組実績」について

### ◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本取組実績は、令和4年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

### ◆ 令和4年度取組実績における取組事業数 439事業（別紙1：全事業一覧） （内訳）

新規事業数	6事業
改善事業数	5事業
継続事業数	428事業

事業計画時点での取組事業数 449事業

（内訳）

新規事業数	4事業
改善事業数	5事業
継続事業数	440事業

## 1 新規事業・・・別紙2（6事業）

事業名	事業名
(1) <u>避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業</u>	(4) 医療的ケアが必要な児童・生徒への通学支援
(2) <u>ヤングケアラーの実態調査結果を踏まえた支援体制づくり</u>	(5) ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した庁舎整備（追加）
(3) <u>児童虐待防止のためのSNSを活用した相談体制の整備</u>	(6) <u>西京☆わくわくはぐくみアクション</u> （追加）

### ◆特徴的な新規事業（抜粋）

#### (1) 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業（高齢者・障害者／保福）

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村に努力義務化された。個別避難計画については、国が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂）において、優先度が高いと判断する者について、改正法施行後、概ね5年程度で作成に取り組むこととされている。

本市では、令和元年度から単身の重度障害者を対象として、一部地域でモデル的に個別避難計画の作成に取り組んできたが、令和4年度以降は、国の指針等を踏まえて対象を拡大し、個別避難計画の作成に取り組むこととしている。

### ◆京都市の個別避難計画の作成対象者

#### (1) 災害時のリスクが高く、特に支援を要する方

避難行動要支援者のうち、以下の要件に該当する方を、「災害時のリスクが高く、特に支援を要する方」とし、福祉専門職である居宅介護支援事業所や指定特定相談支援事業所のケアマネジャー等のご協力を得て、個別避難計画を作成する。

- ・要介護3以上、又は、障害支援区分4以上の方
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定3m以上の区域等（※）に居住する方  
※家屋倒壊の危険がある地域、浸水想定0.5m以上3m未満の区域であっても、1階住戸に居住する方も対象とする。

#### (2) 避難行動要支援者名簿登載者のうち、上記（1）以外の方

⇒本人、家族等による計画作成を勧奨

### ◆令和4年度の個別避難計画作成対象者

令和4年度は事業実施の初年度となることから、個別避難計画を作成するケアマネジャー等の福祉専門職に対する研修を行ったうえで、各区役所・支所ごとに先行実施地域（又は事業所）を選定し、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方67件（高齢者39件、障害者28件）の個別避難計画を作成し、災害に備えることができた。

令和5年度以降は、全市域で個別避難計画を作成する。

## (2) ヤングケアラーの実態調査結果を踏まえた支援体制づくり(子ども/子若・保福・教育)

令和3年度の本市の実態調査結果と有識者からの意見、国が令和4年度からの3年間を認知度向上の「集中取組期間」としていることを踏まえ、まずは、子どもや市民向けの普及啓発と、学校や支援者(団体)等向けの研修を重点的に実施し、社会的認知度を向上させることで、当事者が声を上げやすく、周囲からも早期発見・把握ができる環境づくりを行うとともに、複合的課題に対応する支援体制づくりに取り組んだ。

国作成の啓発ポスター掲示、人権啓発パネル展の実施(場所:ゼスト御池 寺町広場、期間:令和4年8月4日~7日)及び京都市情報館や市公式SNSによる情報発信等、社会的認知度の向上を図るとともに、支援団体向けの研修動画や手引きを作成し、ヤングケアラーの早期発見・把握に繋がる取組を行った。また、府市協調による取組として、京都府ヤングケアラー総合支援センターから市立学校の児童生徒(小学4年生~高校3年生)へのチラシ配布、市関係局実務者会議への京都府担当者の参加等、関係機関との連携体制を強化した。

ヤングケアラーの早期発見・把握、適切な支援に繋げるには、社会的認知度の更なる向上が必要であるため、令和5年度は、普及啓発を促進する。また、ヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした訪問支援事業をモデル的に実施することで、家事・育児の支援を通じて対象世帯の課題やニーズの把握等に努める。

## (3) 児童虐待防止のためのSNSを活用した相談体制の整備(子ども/子若)

国において令和4年度中に SNS 相談システムが構築されることを踏まえ、児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者がより相談しやすい環境を整備していくことを目的に、本市においても、子どもや家庭からの相談を SNS 上で受け付ける体制を整備した。

現在、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」など電話が中心となっている子どもや家庭からの相談について、コミュニケーションツールとしての SNS の普及を踏まえ、令和4年度に相談体制を整備し、SNS 上で一般的な子育ての相談から虐待相談まで幅広く相談対応を行うこととし、令和4年度中の開設に向け、国が開発した相談システムへの接続作業、職員向け研修や本市独自の対応マニュアルの作成等に取り組んだ。また、本市発行の市民向け生活冊子や子育て世帯向け冊子(計7種類)で紹介を行うなどの広報活動にも取り組んだ。

令和5年2月の国におけるシステム運用開始時期に合わせ「親子のための相談 LINE」を開設。令和5年3月末現在、計15件の相談を受け、子育てや親子関係の悩みに対応している。LINE 上での助言に加え、児童相談所を含む各種相談機関の案内を行っている。匿名でのやりとりであるが、児童相談所への相談に繋がった事例もある。

SNS相談は、相談者の声や表情が把握できないため、少しでも多くの情報を得て、相談者の悩みに寄り添う相談対応の技法を習得する必要がある。令和5年度以降も、異動等により新たに担当する職員に対しては、専門のカウンセリング機関での研修を受講させる。

また、現在、相談対応に従事している職員についても、相談対応力の向上に向け、これまでの相談対応を共有するなど、個々のスキルアップを図る。

**(6) 西京☆わくわくはぐくみアクション(子ども/西京)(追加)**

区内関係機関・団体と連携し、子どもたちの健やかな発達・発育や子育てを地域ぐるみで大切に見守り支える「はぐくみ文化」の推進に取り組む事業として、令和3年度から、夫婦のパートナーシップ、父親の育児参加をテーマに取り組んでいる。その一環として、令和5年3月に、冊子「西京パパBOOK「パパはじめます」」を作成し、配付した。(発行部数：3,000部)

**【掲載内容】**

- ・西京区先輩パパからのヒント・体験談
- ・妊娠期からのママの心と体の変化
- ・夫婦・家族のコミュニケーションのコツ
- ・互いに心地よい育児家事の分担 など

主に母子健康手帳交付時に、パパの育児参加や夫婦の子育てシェアリングについて説明・配付することで、父親(パートナー)が出産後に始まる子育て(生活)についてイメージを持ち、育児参加につなげられるよう進めている。また、ワークライフバランスの推進にも寄与している。

さらに、市内図書館からの配架希望や本市の「ワークライフバランス応援web」への掲載など反響をいただいている。

「産後パパ育休」の創設など、父親(パートナー)が育児に取り組みやすい環境は少しずつ整備されているが、まだまだ子育ての多くを母親が担っている現状がある。子育ては夫婦を含め、社会で担うという認識が大切であると考えます。

令和5年度以降も、西京パパBOOKの継続配布のほか、継続的な父親(パートナー)の子育て支援事業をはじめ、夫婦での子育てを意識した事業を展開する。

## 2 改善事業・・・別紙3（5事業）

事業名	事業名
(1) 女性の活躍推進事業	(4) 地域における見守り活動促進事業
(2) 性の多様性及び性的少数者への理解促進	(5) こころのサポートふれあい交流サロンの運営
(3) 性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援	

### ◆特徴的な改善事業（抜粋） ※改善内容に下線

#### (1) 女性の活躍推進事業（男女／文市）

これまで、京都における女性活躍を加速化させるため、平成27年3月に経済団体、労働団体、行政等が連携したオール京都体制で、「輝く女性応援京都会議」を発足させ、同会議において開設した「京都ウィメンズベース」を拠点として、女性活躍推進法に基づく企業の行動計画の策定支援や企業の枠を超えた人材育成研修など、各事業を展開してきた。

令和4年度は、国の地域女性活躍推進交付金の拡充などの動向も踏まえ、コロナ下で不安や困難を抱える女性への支援を拡充し、より一層女性の活躍を推進することで、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて取り組んだ。

#### ◆居場所づくり

専門家の助言、立会いのもと、孤独、孤立で不安を抱える女性たちが社会とのつながりを回復するための居場所づくりを実施。（計5回（ひとり親向け3回、若年女性向け1回、パネル展示1回）、のべ参加者数66名）

→ ひとり親世帯向けの取組は、事後アンケートでの満足度は非常に高く、若年女性向けの取組では、「気持ち前向きになった」などといった感想が多く聞かれた。いずれも、同様の悩みを抱える女性同士の連帯の場とできた。

#### ◆支援団体勉強会兼交流会

ひとり親世帯及び若年女性のアディクション（依存症）をテーマに、支援団体の勉強会を実施。互いの活動内容等を共有することで、今後の活動に生かしていくことを目的とした。（計2回）

→ 他の参加団体について、名称等は知っているが、どのように関わればよいか分からないという状況が改善され、互いに連携した支援について検討する契機とできた。

（参加者の感想）

- ・若年女性に特化したアディクションの話をお聞きするのは初めて。グループワークで他機関の方の取り組みをお聞き出来て、よかった。
- ・トークセッションの時間を多く持てたので、知識と現状理解が深まった。

#### ◆不安を抱える女性のための就業支援セミナー

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や仕事などが大きな影響を受け、孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性を対象とした就業支援セミナーについて、ひとり親向けと若年層向けの2種類を実施した。（計5回、のべ参加者数39名）

→（参加者の感想）

- ・ 普段経験（体験）できないことを知ることができた。求職中という時間のある時にゆったりとした時間を過ごすことができた。また、シングルマザーだけというのも良かった。

令和5年度は、ひとり親と若年女性向けとしていた居場所づくりの対象を拡大するなど、それぞれの内容の充実を図っていく。

## （2）性の多様性及び性的少数者への理解促進

### （3）性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援（LGBT／文市）

これまでから、性の多様性や性的少数者に関する正しい知識を普及し、社会参加を促進するための様々な取組を行っている。

令和4年度は、啓発リーフレットや講座等を通じた理解促進の取組を継続するとともに、LGBTへの理解を深め、応援する「アライ\*」を増やすための取組を実施した。

※アライ（ALLY）とは、英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、LGBT等性的少数者を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のことを指す。

ア 「行政」や「企業」、さらに「学校・地域」といった身近な空間における意識を変えていく取組として、下記を実施。

- ◆令和4年6月のプライド月間に、大丸京都店、当事者団体と連携し、パネル展、当事者によるトークショーやプライドパレードの開催、「京都市役所本庁舎塔屋」のレインボーライトアップ、市内の商店街におけるレインボーフラッグの掲出等の啓発を実施。
- ◆令和4年12月の企業向け人権啓発講座「マジョリティの特権について考える」において、講義とワーク、企業の事例発表を実施。（参加者：16名）
- ◆令和5年3月に、冊子「知る・表明する・行動する データと事例で「アライ」がわかる」（1,000部）、アライグッズ（トートバック：1,000個）を作成し、啓発に活用。

イ また、当事者が日常生活の中で抱える不安や生きづらさを解消していくため、府内でパートナーシップ制度を導入している市とも連携しながら、以下のことに取り組んだ。

- ◆コミュニティスペース「京都まあびるスペース」を中心に、居場所づくりやニーズを把握する取組の実施
  - ・ コミュニティスペース及び個別相談会の開催（亀岡市、長岡京市と連携して、年8回実施（うち、京都市内は4回）
    - 第1回 コミュニティスペース：12名／個別相談会：1名（予約：1名）
    - 第2回 コミュニティスペース：4名／個別相談会：0名（予約：0名）
    - 第3回 コミュニティスペース：10名／個別相談会：0名（予約：2名）
    - 第4回 コミュニティスペース：1名／個別相談会：0名（予約：0名）
  - ・ 参加者アンケートから「公共の機関でこのようなイベントを開催していることが、とても励みになる」「もっと開催してほしい」といった声がある。
  - ・ これまで、ニーズに対して、十分な回数が開催できているとは言い難い状況だったが、他都市と連携して開催することで、追加の予算措置を講じずに、開催回数を増やすことができた。（年4回→年8回）

- ・また、京都市開催のコミュニティスペースに参加された方が、「すごく居心地がよかった」ので、他都市の回にも参加するなど連携して開催した効果があった。
- ◆令和4年6月に、福知山市、向日市と「パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定」を締結。(計4都市と協定を締結)

#### (4) 地域における見守り活動促進事業(高齢者・障害者/保福)

令和3年12月に施行した「京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」に基づき、名簿登載者の個人情報を地域に提供することに拒否した方を除いて、名簿を地域へ提供することが可能となったことから、避難支援等関係者である関係団体等に対して、名簿情報の取扱いに関する協定書を締結のうえ、避難行動要支援者名簿を提供することにより、避難行動要支援者名簿を活用した日頃からの関係づくりや見守り活動の充実等を図り、避難行動要支援者への災害時の支援体制の構築につなげた。

令和4年10月1日時点で、73,489人の避難行動要支援者のうち、地域への個人情報の提供に同意(みなし同意を含む)された方(64,898人)の情報を関係団体等に提供した。

避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施したり、避難行動要支援者を地域の防災マップに記入することで、災害時の避難支援の円滑化を図ったりする等、地域の防災力の向上に寄与した。

令和5年度以降も、地域の避難行動要支援者名簿の活用事例を関係団体等と共有することで、より多くの地域で、避難行動要支援者名簿を活用した見守り活動等が行われるよう取り組む。